薬 第 １ ０ １ ７ 号
平 成 26 年 ４ 月 ４ 日

各関係団体長　様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第９条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成 26 年４月４日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる７物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物として指定しました。

一　Ｎ－（１－アミノ－３，３－ジメチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－ペンチル－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類

二　２－（２・５－ジメトキシ－４－ニトロフェニル）エタンアミン及びその塩類

三　１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）オクタン－１－オン及びその塩類

四　１－（ベンゾフラン－５－イル）－Ｎ－メチルプロパン－２－アミン及びその塩類

五　Ｎ－メチルインダン－２－アミン及びその塩類

六　メチル（２ＲＳ）―２―（３・４―ジクロロフェニル）―２―［（２ＲＳ）―ピペリジン―２―イル］アセテート及びその塩類

七　１－［（３－メチルフェニル）メチル］ピペラジン及びその塩類

八　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

平成 26 年４月４日

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078（直通）

FAX:06-6944-6701